

成田市建設工事適正化指導要綱 新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">成田市建設工事適正化指導要綱</p> <p>(下請契約の締結の制限)</p> <p>第5条 特定建設業者でなければ,その者が市から直接請け負った建設工事を施工するための次の各号のいずれかに該当する下請契約を締結してはならない。</p> <p>(1) 下請代金の額が1件で <u>4,000万円</u>以上(建築一式工事にあつては <u>6,000万円</u>以上)となる下請契約</p> <p>(2) 一工事で下請契約が二以上になる場合において,その下請契約を締結することにより,下請代金の総額が <u>4,000万円</u>以上(建築一式工事にあつては <u>6,000万円</u>以上)となる下請契約</p> <p>2～3 略</p> <p>(技術者の適正な配置)</p> <p>第6条 建設業者は,その請け負った建設工事の適正な施工を確保するため,当該工事現場に主任技術者を配置し,工事施工の技術上の管理を行わなければならない。</p> <p>2 市から直接工事を請け負った特定建設業者は,当該工事を施工するため締結した下請契約の請負代金の総額が <u>4,000万円</u>以上(建築一式工事にあつては <u>6,000万円</u>以上)になる場合においては,前項の規定にかかわらず,当該工事現場に監理技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければならない。</p> <p>3～6 略</p>	<p style="text-align: center;">成田市建設工事適正化指導要綱</p> <p>(下請契約の締結の制限)</p> <p>第5条 特定建設業者でなければ,その者が市から直接請け負った建設工事を施工するための次の各号のいずれかに該当する下請契約を締結してはならない。</p> <p>(1) 下請代金の額が1件で <u>4,500万円</u>以上(建築一式工事にあつては <u>7,000万円</u>以上)となる下請契約</p> <p>(2) 一工事で下請契約が二以上になる場合において,その下請契約を締結することにより,下請代金の総額が <u>4,500万円</u>以上(建築一式工事にあつては <u>7,000万円</u>以上)となる下請契約</p> <p>2～3 略</p> <p>(技術者の適正な配置)</p> <p>第6条 建設業者は,その請け負った建設工事の適正な施工を確保するため,当該工事現場に主任技術者を配置し,工事施工の技術上の管理を行わなければならない。</p> <p>2 市から直接工事を請け負った特定建設業者は,当該工事を施工するため締結した下請契約の請負代金の総額が <u>4,500万円</u>以上(建築一式工事にあつては <u>7,000万円</u>以上)になる場合においては,前項の規定にかかわらず,当該工事現場に監理技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければならない。</p> <p>3～6 略</p>

改正前

第12号様式

施工体制等点検表

工事名 _____
請負業者名 _____

低入札工事
該当・非該当

I 事前点検

(請負業者より提出された施工体制台帳等の整備状況を事前に点検)

点検事項	結果
1 施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか	
(1) 作成建設業者の建設業許可業種・許可年月日・許可番号	
(2) 健康保険等の加入状況(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)	
(3) 建設工事の名称、内容及び工期	
(4) 発注者(市)と請負契約を締結した年月日、当該発注者の名称及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地	
(5) 発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、作成建設業者の注文者に対する意見の申出方法(またはその内容が記載された請業者への通知書の写し)	
(6) 監理(主任)技術者の氏名、その者が有する技術者資格(工種)及びその者が専任の技術者であるか否かの別	
(7) 現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、注文者の請業者に対する意見の申出方法(またはその内容が記載された請業者への通知書の写し)	
(8) 専門技術者を置くときは、その者の氏名、担当する工事内容及びその者が有する主任技術者資格内容	
(9) 外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況	
(10) 下請業者の商号又は名称及び住所、許可番号及び許可を受けた建設業の種類	
(11) 全ての下請業者の請け負った工事名、内容及び工期	
(12) 全ての下請業者が注文者と下請契約を締結した年月日	
(13) 作成建設業者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限等、下請業者の作成建設業者に対する意見の申出方法(またはその内容を記載した下請業者への通知書の写し)	
(14) 下請業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限等、作成建設業者の下請業者に対する意見の申出方法(またはその内容を記載した作成建設業者への通知書の写し)	
(15) 下請業者が置く主任技術者の氏名、その者の有する資格又は実務経験年数及び専任か否かの別	
(16) 下請業者が専門技術者を置くときは、その者の氏名、担当する工事内容及びその者が有する主任技術者資格内容	
(17) 1次下請契約を締結した営業所の名称及び所在地	
(18) 下請業者における外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況	
2 施工体制台帳の添付書類はそろっているか	
(1) 2次以下の下請業者を含め、全ての請負契約書の写しが提出されているかの確認(全ての下請業者について請負金額を明記しなければならない。)	
(2) 元請業者と1次下請業者が締結した下請契約書についての確認	
ア 建設工事標準下請契約約款を使用、イ 同約款に準拠した内容を持つ下請契約書を使用、ウ その他	ア・イ・ウ
(3) イ又はウの場合、下請契約書に建設業法第19条にある全ての事項が含まれているか	
①工事内容 ②請負代金の額 ③工事着手の時期及び工事完成の時期	

改正後

第12号様式

施工体制等点検表

工事名 _____
請負業者名 _____

低入札工事
該当・非該当

I 事前点検

(請負業者より提出された施工体制台帳等の整備状況を事前に点検)

点検事項	結果
1 施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか	
(1) 作成建設業者の建設業許可業種・許可年月日・許可番号	
(2) 健康保険等の加入状況(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)	
(3) 建設工事の名称、内容及び工期	
(4) 発注者(市)と請負契約を締結した年月日、当該発注者の名称及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地	
(5) 発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、作成建設業者の注文者に対する意見の申出方法(またはその内容が記載された請業者への通知書の写し)	
(6) 監理(主任)技術者の氏名、その者が有する技術者資格(工種)及びその者が専任の技術者であるか否かの別	
(7) 現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、注文者の請業者に対する意見の申出方法(またはその内容が記載された請業者への通知書の写し)	
(8) 専門技術者を置くときは、その者の氏名、担当する工事内容及びその者が有する主任技術者資格内容	
(9) 外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況	
(10) 下請業者の商号又は名称及び住所、許可番号及び許可を受けた建設業の種類	
(11) 全ての下請業者の請け負った工事名、内容及び工期	
(12) 全ての下請業者が注文者と下請契約を締結した年月日	
(13) 作成建設業者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限等、下請業者の作成建設業者に対する意見の申出方法(またはその内容を記載した下請業者への通知書の写し)	
(14) 下請業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限等、作成建設業者の下請業者に対する意見の申出方法(またはその内容を記載した作成建設業者への通知書の写し)	
(15) 下請業者が置く主任技術者の氏名、その者の有する資格又は実務経験年数及び専任か否かの別	
(16) 下請業者が専門技術者を置くときは、その者の氏名、担当する工事内容及びその者が有する主任技術者資格内容	
(17) 1次下請契約を締結した営業所の名称及び所在地	
(18) 下請業者における外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況	
2 施工体制台帳の添付書類はそろっているか	
(1) 2次以下の下請業者を含め、全ての請負契約書の写しが提出されているかの確認(全ての下請業者について請負金額を明記しなければならない。)	
(2) 元請業者と1次下請業者が締結した下請契約書についての確認	
ア 建設工事標準下請契約約款を使用、イ 同約款に準拠した内容を持つ下請契約書を使用、ウ その他	ア・イ・ウ
(3) イ又はウの場合、下請契約書に建設業法第19条にある全ての事項が含まれているか	
①工事内容 ②請負代金の額 ③工事着手の時期及び工事完成の時期	

改正前

点 検 事 項	結 果
④請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときはその支払の時期及び方法	
⑤当事者の一方から設計変更又は工事着手の時期の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め	
⑥天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め	
⑦価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更	
⑧工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め	
⑨注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め	
⑩注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し時期	
⑪工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容	
⑫工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法	
⑬各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金	
⑭契約に関する紛争の解決方法	
(4) 監理技術者が監理技術者資格を有することの証明書の写し（監理技術者資格証の写し）	
(5) 監理技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し（健康保険証又は住民税特別徴収税額通知書等の写し）	
(6) 作成建設業者が請け負った建設工事に関し、主任技術者又は専門技術者を置いた場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し	
3 再下請負通知書は提出されているか、また記載事項に不備はないか	
4 再下請負通知書の健康保険の加入状況（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）	
5 元請の施工範囲等を確認（直営施工部分があるか、主たる部分を請け負わせていないか等）	
6 一括下請に該当すると思われる請負契約関係はないか	
7 不必要な重層下請となっていないか	
8 上請け、横請けの可能性の確認	
9 下請業者の中に無許可業者がいる場合に500万円以上（建築一式工事については1,500万円以上の工事又は延べ面積が150平方メートル以上の木造住宅工事）の下請をさせていないか	
10 作成建設業者が特定建設業者でない場合、下請代金の総額が4,000万円以上（建築一式工事については6,000万円以上）になっていないか	
11 下請業者が再下請を行う場合に再下請負通知書を元請業者に提出すべき旨の通知を行っているか	
12 元請業者（2次以下を含む全ての下請契約における注文者）が指名停止中の者と下請契約を締結していないか	

低入札関係

12 下請との契約金額が、低入札価格調査時の見積金額と比較して大きくかい離していないか。	
--	--

改正後

点 検 事 項	結 果
④請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときはその支払の時期及び方法	
⑤当事者の一方から設計変更又は工事着手の時期の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め	
⑥天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め	
⑦価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更	
⑧工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め	
⑨注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め	
⑩注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し時期	
⑪工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容	
⑫工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法	
⑬各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金	
⑭契約に関する紛争の解決方法	
(4) 監理技術者が監理技術者資格を有することの証明書の写し（監理技術者資格証の写し）	
(5) 監理技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し（健康保険証又は住民税特別徴収税額通知書等の写し）	
(6) 作成建設業者が請け負った建設工事に関し、主任技術者又は専門技術者を置いた場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し	
3 再下請負通知書は提出されているか、また記載事項に不備はないか	
4 再下請負通知書の健康保険の加入状況（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）	
5 元請の施工範囲等を確認（直営施工部分があるか、主たる部分を請け負わせていないか等）	
6 一括下請に該当すると思われる請負契約関係はないか	
7 不必要な重層下請となっていないか	
8 上請け、横請けの可能性の確認	
9 下請業者の中に無許可業者がいる場合に500万円以上（建築一式工事については1,500万円以上の工事又は延べ面積が150平方メートル以上の木造住宅工事）の下請をさせていないか	
10 作成建設業者が特定建設業者でない場合、下請代金の総額が4,500万円以上（建築一式工事については7,000万円以上）になっていないか	
11 下請業者が再下請を行う場合に再下請負通知書を元請業者に提出すべき旨の通知を行っているか	
12 元請業者（2次以下を含む全ての下請契約における注文者）が指名停止中の者と下請契約を締結していないか	

低入札関係

12 下請との契約金額が、低入札価格調査時の見積金額と比較して大きくかい離していないか。	
--	--

改正前

II 現場点検
(工事現場における標識、施工体制、技術者等の点検)

1 標識等の掲示

点 検 事 項	結 果
(1) 下請業者が再下請を行う場合に再下請負通知書を元請業者に提出すべき旨の掲示	
(2) すべての建設業許可を持つ建設業者が、建設業許可に関する標識の掲示	
(3) 建退共制度導入事業者であることの標識（シール）の掲示及び証紙の配布状況の確認	
(4) 労災保険に関する掲示	

2 施工体制等

点 検 事 項	結 果
(1) 施工体制台帳は現場に備え付けられているか	
(2) 市長に提出した施工体制台帳と比べ、不備、追加、変更はないか	
(3) 施工体系図は工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示されているか	
(4) 元請業者の直営部分の施工状況の確認 ①事前点検時に一括下請の可能性がある場合には、より詳細に確認 ②直営施工箇所が存在しない場合には、施工の関与状況を特に確認	
(5) 下請業者が工事の一部を再下請に出している場合、下請業者の直営部分の施工状況を確認	
(6) 下請人の中に無許可業者がいる場合に500万円以上（建築一式工事にあつては1,500万円以上の工事又は延べ面積が150平方メートル以上の木造住宅工事）の下請をさせていないかどうか確認。	
(7) 元請企業が下請企業の保険加入状況を把握し、未加入企業への指導を行っているか確認	

3 監理（主任）技術者の配置状況

点 検 事 項	結 果
(1) 監理（主任）技術者の現場専任制度について（監理技術者に対しては、監理技術者資格証の掲示を求める） ①当該監理（主任）技術者の現場専任制の確認 ②当該監理（主任）技術者が、施工体制台帳等に記載された技術者と同一人物であることの確認 ③当該監理（主任）技術者の直接的かつ恒常的な雇用状況の確認 ④当該監理（主任）技術者の能力及び実質的な関与の状況の確認	

4 下請業者の使用状況

点 検 事 項	結 果
(1) 施工体制台帳、下請負通知書、施工体系図に記載のない下請業者が作業していないか	
(2) 下請業者の施工状況、内容及び下請金額が下請負契約書と同じか	
(3) 下請業者が置く主任技術者の現場専任制等について ①当該主任技術者の現場専任制の確認（請負代金3,500万円以上（建築一式工事にあつては7,000万円以上）） ②当該主任技術者が、施工体制台帳等に記載された主任技術者と同一人物であることの確認 ③当該主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認 ④当該主任技術者の能力及び実質的な関与の状況の確認	

改正後

II 現場点検
(工事現場における標識、施工体制、技術者等の点検)

1 標識等の掲示

点 検 事 項	結 果
(1) 下請業者が再下請を行う場合に再下請負通知書を元請業者に提出すべき旨の掲示	
(2) すべての建設業許可を持つ建設業者が、建設業許可に関する標識の掲示	
(3) 建退共制度導入事業者であることの標識（シール）の掲示及び証紙の配布状況の確認	
(4) 労災保険に関する掲示	

2 施工体制等

点 検 事 項	結 果
(1) 施工体制台帳は現場に備え付けられているか	
(2) 市長に提出した施工体制台帳と比べ、不備、追加、変更はないか	
(3) 施工体系図は工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示されているか	
(4) 元請業者の直営部分の施工状況の確認 ①事前点検時に一括下請の可能性がある場合には、より詳細に確認 ②直営施工箇所が存在しない場合には、施工の関与状況を特に確認	
(5) 下請業者が工事の一部を再下請に出している場合、下請業者の直営部分の施工状況を確認	
(6) 下請人の中に無許可業者がいる場合に500万円以上（建築一式工事にあつては1,500万円以上の工事又は延べ面積が150平方メートル以上の木造住宅工事）の下請をさせていないかどうか確認。	
(7) 元請企業が下請企業の保険加入状況を把握し、未加入企業への指導を行っているか確認	

3 監理（主任）技術者の配置状況

点 検 事 項	結 果
(1) 監理（主任）技術者の現場専任制度について（監理技術者に対しては、監理技術者資格証の掲示を求める） ①当該監理（主任）技術者の現場専任制の確認 ②当該監理（主任）技術者が、施工体制台帳等に記載された技術者と同一人物であることの確認 ③当該監理（主任）技術者の直接的かつ恒常的な雇用状況の確認 ④当該監理（主任）技術者の能力及び実質的な関与の状況の確認	

4 下請業者の使用状況

点 検 事 項	結 果
(1) 施工体制台帳、下請負通知書、施工体系図に記載のない下請業者が作業していないか	
(2) 下請業者の施工状況、内容及び下請金額が下請負契約書と同じか	
(3) 下請業者が置く主任技術者の現場専任制等について ①当該主任技術者の現場専任制の確認（請負代金4,000万円以上（建築一式工事にあつては8,000万円以上）） ②当該主任技術者が、施工体制台帳等に記載された主任技術者と同一人物であることの確認 ③当該主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認 ④当該主任技術者の能力及び実質的な関与の状況の確認	